

令和4年度 第1回

稲城市都市計画審議会会議録

令和4年8月8日（月）

令和4年度第1回  
稲城市都市計画審議会会議録

日 時：	令和4年8月8日（月） 午後2時00分～午後3時00分
場 所：	稲城市役所4階 議会会議室

出席者	1番 北 浜 けんいち	2番 奈良部 義彦
	3番 川 村 あや	4番 阿 部 茂
	5番 村 上 洋子	6番 吉 越 守
	7番 種 田 匡延	9番 塩 野 清隆
	10番 三 木 伸展	11番 小 松 萌
	12番 市 古 太郎	

欠席者 8番 佐 藤 しんじ

事務局	都市建設部長	小澤 一浩
	都市建設部まちづくり計画課長	吉屋 武
	都市建設部まちづくり計画課都市計画係長	阪田 一樹
	都市建設部まちづくり計画課都市計画係主事	菅原 裕太

日程第1 議席の決定

日程第2 会長の選出

日程第3 意見聴衆 特定生産緑地の指定

日程第4 報告案件 稲城市都市計画マスタープラン見直しの進捗

署名委員	9番 塩 野 清隆
	10番 三 木 伸展

北浜委員  
(会長職務代理)

本日は暑い中、お集まりいただきありがとうございます。会長職務代理を務めさせていただき北浜でございます。よろしくお願い致します。

只今より令和4年度 第1回稲城市都市計画審議会を開会いたします。本日は、佐藤委員が欠席されておりますが、審議会委員の出席が半数を超えておりますので、稲城市都市計画審議会条例第7条第2項により、会議は成立します。

それでは、日程に沿いまして、議事を進めてまいります。

最初に、日程第1「議席の決定」でございます。

稲城市都市計画審議会運営規則第5条第1項により議席を定めます。只今、ご着席の席を本議席とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、日程第2「会長の選出」でございます。

会長は、本審議会条例第6条第1項の規定により、同条例第3条第1項第1号の学識経験委員の内から、委員の選挙によって定めるとなっております。

会長の選任についてご意見等がございますか。

種田委員

これまで学識委員として、約10年務めてこられた市古委員に着任していただくのがよろしいかと思えます。

北浜委員  
(会長職務代理)

ありがとうございます。只今種田委員から、市古委員を候補者とするご意見がございました。これにご異議ございませんでしょうか。

異議がないようですので、会長は、議席番号12番、市古委員にお願いいたします。暫時休憩といたします。議長を交代いたします。

市古議長

ただいま会長に就任いたしました市古でございます。

退任されました土肥先生は、災害や洪水に対して強い都市を目指され、共に20年ほどご一緒させて頂きました。今回退任されましたが、まだまだ各地でご活躍されていると伺っております。従って、まちづくりを民間の視線で切り開いてこられた土肥先生の後任としてしっかり、かつ適切に務めさせていただければと思います。

また、今回から新しく吉越委員と小松先生に就任頂き、小松先生におかれては都市農業がご専門と伺っていますので、若い視点でご指摘やご提案をして頂けるのではないかと思います。

これから10年間務めさせていただき中で、稲城の都市計画のまちづくりで大事に育ててきて、これからも重視していくべき計画プロジェクトとして、2点感じる事があります。

1点目は南山のプロジェクトです。10年前までは、よみうりランドと関係性が見えなかったと認識しておりましたが、ここ数年で基盤整備や道路づくりが進み、住宅や公園及び教育施設など揃ってきたのではないかと思います。このような南山の開発は多摩市や八王子市と繋がる多摩ニュータウンの郊外地の住宅地開発の面を持ちつつ、稲城ならではの特征として、既成市街地と近いところで開発が行われ、旧市街地と一体的になる様を見守られてきたのだと感じました。

2点目は、都市農業との関係です。これまでの10年間の審議の中で、梨やぶどうといった市場価値の高いもので農業をしてこられた中で、農地と都市との関係を都市計画として受け止めていくのかを学ばして頂くと共に、私見も述べさせて頂き、都市農業と稲城のまちづくりはこれからも都市計画審議会が議題に挙がってくる事柄なのかと思えます。

この様な10年間で培った稲城の経験の議論も継承しつつ、素晴らしい良い稲城の都市をつくっていく為に、貢献させて頂ければと思います。どうぞよろしくお願い致します。

議事に戻りまして、「議事録署名委員の選出」でございます。

稲城市都市計画審議会運営規則第19条第3項によりまして、議長が指名することとなっております。本会議の議事録署名委員は、議席番号9番の塩野委員及び議席番号10番の三木委員を指名いたします。両委員よろしくお願い致します。

それでは、日程に沿いまして、議事を進めてまいります。

日程第3 意見聴取「特定生産緑地の指定」につきまして、事務局より説明をお願いします。

まちづくり計画課長

稲城市では、令和元年から令和3年までの3ヵ年で受付期間を設け、生産緑地指定後30年経過が迫っている平成4年10月28日と平成5年10月22日に告示された生産緑地地区のうち、所有者から特定生産緑地の指定申請があった地区につきまして、令和4年1月1日付で特定生産緑地の指定を行いました。

本案件は、令和3年の受付期間に間に合わず、それ以降に特定生産緑地の指定申請があった地区について、特定生産緑地へ指定するものでございます。

特定生産緑地とは、生産緑地地区が指定から30年を迎える前に、買取申出ができる期限を所有者等の申請により10年延長する制度でございます。

特定生産緑地の指定にあたっては、生産緑地法第10条の2第3項の規定により、都市計画審議会にて意見を聴くこととなっております。

それでは、内容につきまして、担当よりご説明いたします。

都市計画係長

それでは、意見聴取「特定生産緑地の指定」につきましてご説明させていただきます。

昨年度も指定の際にご説明してきておりますが、初めての方もいらっしゃると思いますので、まずは、特定生産緑地の制度についてご説明したいと思います。

まず、生産緑地についてですが、都市にある農地について計画的かつ永続的に保全し、良好な住環境の形成に資するものについて指定してきており、指定されると固定資産税が優遇される又は課税の特例が受けられるものでございます。

一方で、生産緑地の指定を受けると、その土地に開発の制限がかけられ、基本的には30年の営農の義務が付与されます。

この30年営農していただいた生産緑地について、このまま制度を継続しますか・しませんかという判断を、特定生産緑地の指定申請を以って判断していただくものです。

では、特定生産緑地の制度ができた背景からご説明いたします。

平成28年5月に都市農業振興基本計画が閣議決定され、都市農地の位置づけが、「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと大きく転換されました。

都市農地は、多様な役割を備えており、農作物の供給はもちろんのこと、農業体験・交流活動の場、緑地空間、災害時の防災空間・オープンスペースなどの役割がございます。

そのため、都市農地を保全するための取り組みといたしまして、国のほうで様々な動きがございました。

その国の動きの1つとして、平成29年5月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が公布され、生産緑地法が改正されました。

この生産緑地法の改正内容のひとつに、特定生産緑地制度の創設がございました。

それでは、特定生産緑地とはどういったものかご説明いたします。

生産緑地の指定告示から30年を迎えるもののうち、保全を確実に行うことが都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを指定することができる制度です。特定生産緑地に指定すると、その後は10年ごとの更新となります。

生産緑地は指定されると、固定資産税等が1/100～1/200になる税の優遇措置が受けられ、特定生産緑地に指定すると、その生産緑地の税制度が継続されます。特定生産緑地を指定すると、次世代の方が相続の時点で、納税猶予を受けて営農を継続するか、買取申出するかを選択できます。逆に、特定生産緑地の指定をしない場合は、次世代の方は納税猶予を受けることができません。

こちらは、前のページでご説明した内容をフローにしたものでございます。

平成4年指定の場合で、日付は示しております。

生産緑地地区の指定がなされたものは、30年の営農義務が付与されます。ただし、途中で農業者がお亡くなりになられるか、故障するかで、買取申出ができません。

今回、特定生産緑地制度ができたことにより、生産緑地地区の指定から30年経過する前までに、農地所有者に、特定生産緑地の指定をするかどうか判断していただき、指定する場合は、「特定生産緑地指定申請書」、指定しない場合は、「指定を希望しない旨の確認書」を提出していただきました。

その申請書に基づき、基準日である令和4年10月28日を経過する前までに、特定生産緑地の指定を行うものでございます。

先ほども申し上げたとおり、特定生産緑地の指定をした場合は、これまでの生産緑地と同様に「固定資産税の優遇は継続」となります。

その後、特定生産緑地の指定後に相続が発生した場合、後継者の方は、「買取申出」もしくは「相続税の納税猶予の適用」を選択することができます。

また、特定生産緑地にすると、その後は10年ごとに、更新・期限の延長をすることになります。

その時にも今回と同様の手続きとなりますので、そのタイミングでも営農を継続するかどうかの選択ができます。

一方、特定生産緑地を指定しない場合、固定資産税は5年間で段階的に宅地並み課税まで上昇します。

ただし、いつでも「買取申出」ができるようになりますが、相続が発生した場合、こちらは、後継者の相続税の納税猶予が受けられなくなります。

特定生産緑地については、以上となります。

次に、これまでの経過について、ご説明します。この特定生産緑地の指定に向けて、稲城市では、3年ほど前から農業委員会と連携し、農業者の意向確認等を行ってきました。

説明会は、特定生産緑地制度が創設されたのち、農業委員会と連携のもと、平成30年7月に行ってきたとおりです。その後、平成31年4月早々に1回目の申請書の送付し、その直後、4月22日、23日にも説明会を行い、制度の周知に努めてまいりました。

1回目の平成31年度の申請書受付で、提出されなかった方には、2回目の令和2年度にも申請書を送付。2回目の令和2年度にも提出されなかった方には、3回目の令和3年度にも申請書を送付しております。

都度、農業委員会と連携し、令和3年度までの受付で、対象者の96%から「指定申請書」または「指定を希望しない旨の届出」を提出していただき、意向を確認できました。

指定申請をいただいたものについては、その後、所要の手続きを踏み、令和4年1月1日公示をいたしました。

令和3年度の受付に間に合わなかった方が9名いらっしゃいましたので、その後、個別訪問等で対応し、4月までに全員の意向を確認することができました。

お手元の資料で、最後のページ、7ページをご覧ください。特定生産緑地の指定面積についてでございます。

令和4年1月1日時点の生産緑地地区の面積は、98万7,510㎡でございます。

98万7,510㎡のうち、平成4年・平成5年の告示のおよそ30年継続されている生産緑地は、235件で652,890㎡でございます。このうち、令和4年1月に指定した特定生産緑地は、213件で593,490㎡、面積的には約91%となっております。

今回、3カ年の受付で意向が確認できていなかった方々9件について、うち8件は指定申請をいただき、8,080㎡の追加となります。

結果的に、対象件数では94%、面積では92.1%について、特定生産緑地の指定となりましたが、14件、面積51,320㎡は指定しないとなりました。この指定しない箇所については、今年の10月28日で30年を経過するため、動向を注視しておきたいと思っております。

特定生産緑地の指定の場所ですが、資料の1ページに一覧表の位置と面積等

が示されており、2ページは索引図、3ページから5ページは今回指定する特定生産緑地の位置が示されている議定図を添付しておりますので、ご覧ください。

まずスクリーンをご覧いただきたいのですが、3ページで示されている今回指定されている生産緑地は、一覧表の8番と9番となり、地区は大丸地域になります。4ページになりますと、矢野口地区の榎戸区画整理地内に1箇所、外に1箇所ございます。5ページになりますと、5番と6番になり坂浜地区の生産緑地となります。最後に6ページ目となりまして、2番、3番及び4番となり、こちらも坂浜に関する3箇所になります。こちらは令和3年度の受付に間に合わず、個別訪問を行い、指定して頂けると確認が取れ、追加した地域でございます。

以上で、特定生産緑地の説明を終わります。

市古議長

只今、案件の説明が終わりました。本件は、意見聴取との事ですが、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手をお願いします。

小松委員

ご説明ありがとうございました。2点伺いたい事があり、1点目が資料についてでございます。頂いた資料の1ページ目に指定がされたものが9件あり、先ほどの説明では8件申請があったと説明を受けました。数が合わないのはどのような理由があるのか伺えればと思います。2点目は意見となりますが、スライド資料の中で農業委員会と農地パトロールを行っている内容がありまして、生産緑地の指定については実際に耕作が行われているのかを確認するのは非常に重要だと思っておりますので、画期的な取り組みだと感じました。従って、実際にどのようなパトロールを行っているのかを知りたかった感想となります。

都市計画係長

まず1点目として対象者としては8件ですが、この中の離れた地区に2つ土地を持っていらっしゃる方がいらっしゃるのので、生産緑地地区としては9地区となったものです。

また、2点目の農地パトロールに関しては、農業委員会の方で年に1回で農地パトロールを行っており、地域の委員さんが適正に生産緑地に肥培管理を行っているのかを日頃から確認をして頂いております。詳しい話は、塩野委員お願いします。

塩野委員

農地パトロールの件で話をさせて頂ければ、農業委員の全員が各地区を担当いたしまして、指定された生産緑地を全て確認を行っております。その中で、決められた肥培管理が出来ているかどうかをランク付けしまして、あまりよろしくない農地に関しては、全て確認しまして報告をしております。後々に農業委員会に話をしまして、市の都市計画と課税課と同行して頂き、再度確認をして頂いている状況です。一度リストに上がった方については、案内状を送付させていただき、全て耕作して頂くようにしております。今まではございませんが、是正がみられない場合は、雑種の課税にするなどの対処を取らせて頂いております。以上となります。

市古議長

感想ですが、本日の資料P6について、次のように解釈しました。生産緑地番号306と311については、既指定区域に隣接して新規指定区域があると思います。この辺りは、塩野委員からも説明はございましたが、市からの働きかけ等があり、これまで葛藤されていた、肥培管理の関係で不安な土地であった等の中で、隣接地の申請に至ったのかなと思います。従って、市や農業委員会の力添え等が垣間見えるのではないかと思います。

北浜委員

2点ほどありまして、今回は平成4年と平成5年に告示された生産緑地が特定生産緑地に申請されたと思いますが、中にはまだ悩まれている方や会長がおっしゃった様な肥培管理が十分でない土地に関して申請を受け付けるのか等、今回ですべての土地が網羅されているのかを伺いたいと思います。

もう1点は全体的な流れとなりますが、条例が改正され面積の下限値が300㎡

となりましたが、今まで指定できなかった面積300㎡程度の農地について、新たに指定された事例があるのかを伺います。

市古議長 有難うございます。事務局お願い致します。

都市計画係長 1点目の平成4年と平成5年に告示された生産緑地については、全員に意向の確認が取れていますので、全て網羅されております。

2点目の下限値が300㎡になった事による追加申請については、稲城市でも条例化を行い、300㎡以上で申請を受け付けており、条例化以降に少なからず申請を頂いております。下限値が300㎡になった事は、説明会等で地元住民の方には周知をしておりますが、まだ御存知ではない方もいらっしゃると思いますので、毎年指定の時期になりましたら、ご案内を増やしていきたいと思っております。

北浜委員 下限値300㎡に条例改正したということで、塩野委員長をはじめとする農業委員会の皆様が一生涯懸命説明されていて、心から御礼申し上げます。大切な農地ですので、これからも重ねて説明をして頂きたいと思っております。

次の特定生産緑地の申請期間について、教えてください。

都市計画係長 次に、稲城市で特定生産緑地の申請がある時期は、平成9年11月5日に告示した生産緑地があります。こちらの生産緑地は、坂浜平尾地区となりますが、当時、坂浜平尾土地区画整理事業として都市計画決定され、同時に市街化区域になった際に、当時で約30haになる生産緑地が追加されました。令和9年に30年を迎えますので、2、3年前ぐらいに事前説明会などを行うことで考えております。

市古議長 他に宜しいでしょうか。今回は意見聴取ですので、これぐらいにしておきたいと思っております。それでは、次の案件に移ります。

日程第4報告案件「都市計画マスタープラン見直しの進捗状況」につきまして、事務局より説明をお願いします。

まちづくり計画課長 稲城市都市計画マスタープランの見直し作業につきましては、令和2年度から行っており、令和4年度末に公表する予定で進めております。

これまでの経過、今後のスケジュール等について、担当よりご説明いたします。

都市計画係長 それでは、報告案件「都市計画マスタープラン見直しの進捗状況」につきましてご説明させていただきます。本日は、資料を用意しておりませんので前のスクリーンにて説明させていただければと思います。内容といたしまして、経過と構成の話をして頂き、実際の内容につきましては、次回の都市計画審議会にてご説明できればと思います。

まず、これまでの検討経過についてご説明いたします。令和2年度から見直しの作業を進めており、令和2年8月にオープンハウス（市民向けの個別説明会）として、都市マスとはどういったものか、まちづくりの現状などについてお示しさせていただいております。その後、庁内検討会や策定委員会の開催で、見直しの基本方針を策定してまいりました。これについては、令和3年4月に、議会報告をするとともに、都市計画審議会でも途中報告をさせていただきました。

令和3年度中には、オープンハウス、庁内検討会、策定委員会を適宜開催し、まちづくりの課題、将来像、分野別構想、拠点別構想をご議論していただき、今年度早々には、素案として取りまとめているところでございます。

令和4年5月にオープンハウス、7月には庁内検討会を開催するとともに、全庁的にも内容の確認依頼を行わせていただいております。また、策定委員会を7月と先週にも開催し、素案の内容についてご議論いただいております。そして、本日、都市計画審議会に見直しの進捗状況の報告とさせていただきます。

内容については次回となりますが、これまでの議論、意見等を踏まえた構成内

容について簡単ですがご説明いたします。

構成としては、序章 見直しの基本方針、第1章 稲城市の現況、第2章 まちづくりの課題、第3章 まちづくりの将来像と目標、第4章 分野別構想、第5章 拠点別構想として考えております。

序章では、都市マスとは、策定の背景、時代の潮流、見直しの考え方、目標年次を示しております。

第1章では、稲城市の現況ということで、人口推計や市内の土地利用の状況、道路・公共交通、生産緑地、産業経済の状況などを示しております。

第2章では、まちづくりの課題として7つを設定しております。例えば、賑わいの場所が少ないので賑わいのある拠点整備と良好な住環境の維持、一体的な都市の形成と交通環境が改善する必要性、稲城市は環境が豊かなので豊かな環境資源との共生等を設定しております。

第3章では、まちづくりの将来像は、現況の目標像を多少修正しており、「緑と水につつまれ 人とふれあうまち 稲城 ～ほどよく田舎ほどよく都会なまち～」を設定するとともに、まちづくりの課題とリンクさせる形でまちづくりの目標を7つ設定しております。

第4章では、分野別構想として将来の都市像に向けて、土地利用の方針、道路・交通の方針、環境の方針、景観の方針、安全・安心の方針、住宅施策の方針、協働のまちづくりの方針ということで、7つの分野ごとに整理いたしました。この7つの分野は先ほどのまちづくりの目標とリンクさせています。

第5章では、これまでの地域別構想を見直し、拠点別構想という形で設定させていただきました。市内には都市拠点を8つ設定させていただいており、中心地区として稲城駅と稲城長沼駅、市役所がある行政ゾーンを含んだエリアとしております。広域連携拠点としての若葉台駅周辺地区、レクリエーション拠点として京王よみうりランド駅から南山東部地区にかけてのエリア、又生活拠点として、矢野口駅周辺・押立地区、南多摩駅周辺・大丸地区、長峰地区、向陽台・百村地区、平尾・坂浜地区としております。構成としては、策定委員会でのご意見を反映させ、まず地区の現状を示した地区の位置付けや特徴、次に地区のコンセプトとして、将来像・将来イメージ、次にまちづくりの方針、次に方針や次の整備方針を実現することによる将来の生活像・生活イメージとし、最後に整備方針という構成となっております。

今後の予定としては、先日の策定委員会や全庁的な内容確認によるご意見等を反映し、近々東京都との事前協議に入っていこうかと考えております。おそらくそこでも色んなご意見いただくかと思っておりますので、そうしたものも反映させて素案の最終的なものをつくりあげ、11月ごろに策定委員会において改めてご確認いただこうかと考えております。

同時期に、都市計画審議会にもご報告させていただければと思います、その際にご説明させていただければと考えております。そして、議会への報告等も行い、年内までには市民意見公募に入っていければと考えております。

その後、市民からのご意見等を踏まえ、原案としてつくりあげ、年明けには、庁内検討会や全庁的な最終確認依頼、策定委員会を経て、2月ごろに都市計画審議会にお諮りさせていただき、3月に公表をしたいと考えております。

見直しの進捗状況については以上でございます。

市古議長

只今、案件の説明が終わりました。先ほど説明をして頂いたと思いますが、今後、策定委員会を予定しているという事で、本審議会のご意見も伝えて頂けるのではないかと思います。これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手をお願いします。

三木委員

有難うございました。私は市民委員として参加させて頂いておりますので、気になった事ですが、市民の意見公募が11、12月頃に予定されて、最終的な原案が来年の2月、3月で完成する予定でいると思います。そこで、短い期間となるので何か大きなご意見があった時に対応出来るのかを疑問に思いました。もう1点



は、SDGsや昨今の戦争によるエネルギーや食料の問題が昨今出てきていると思いますが、都市計画マスタープランは建築や土木を動かす包含的な役割を果たす重要なものと思いますので、都市計画マスタープランの改訂の中で、具体的な事をどんどん取り組むべきものと思っています。稲城市として作成中の都市マスタープランに既に取り込んでいるのか、策定委員会で助言があったのか、そのあたりの事を伺えればと思っています。

市古議長

有難うございました。詳細は次回という事ですが、後半部分はとても大事なことだと思いますので、事務局から説明はございますか。

都市計画係長

有難うございました。まず初めに意見公募時に大きな意見があった場合の対応についてですが、現在まで何度か市民参加によるオープンハウスを開催してきており、市民の方からご意見を頂く場を設けております。その際に頂いたご意見について反映できるものはしてきております。その場に参加されてなかったり出来ない方もいらっしゃると思いますので、市民意見公募の際に市の考え方を示していければと思います。その際に、大きな意見等が出た際は、短い期間にはなりますが検討していきたいと思っています。

2点目のSDGsやエネルギーについて、まずSDGsに関しては、17の目標があると思いますので、関連している項目にアイコンで、市民の方に分かりやすく示していく予定です。エネルギーについては前回の策定委員会でもご意見が出て、時代の潮流の項目に、最近の国の動きとして出ている第6次エネルギー基本計画等の概念的な部分は記載をしております。

市古議長

有難うございました。その他ございますでしょうか。

北浜委員

有難うございました。先ほど三木委員からSDGsについてご意見がありました。稲城市では昨年度に最上位計画の第5次稲城長期総合計画を策定しており、その計画でSDGsに関しては全て紐づけて記載をしておりますので、それに関係した都市計画マスタープランも同じように紐づける認識をしております。従って、機会があれば第5次稲城市長期総合計画もご覧になっていただければと思います。

市古議長

有難うございました。その他はございますでしょうか。

村上委員

SDGsやエネルギーについて策定委員会でもご意見が出ているとの事でしたが、東京都で太陽光等の推進計画が出ていますが、策定委員会でご意見が出たエネルギーについて具体的にどの様なご意見が出たのかを要点で構いませんのでご紹介して頂ければと思います。

市古議長

有難うございました。詳細は次回という事ですが、事務局から説明をお願いします。

都市計画係長

詳細は次回になりますが、まず初めに時代の潮流といった項目があり、作成したのが令和2年であり、現在の直近の国の政策について反映していけなかった部分がありましたので、ご意見を頂いたといった事でございます。時代の潮流に「環境意識の高まり」といった項目があり、2050年カーボンニュートラルとった記載はしておりますが、エネルギー対策として気候変動の抑制に関する記載がないため、第6次エネルギー基本計画の一部を抜粋して追加を記載しております。先ほど村上委員の方で話されていた太陽光発電については、もともと稲城市の施策のなかで、省エネ・創エネの観点で太陽光パネル設置に補助するなどを行っており、分野別構想の「環境まちづくりの方針」内に記載しております。詳細は次回ご説明できればと思います。

奈良部委員

他市の事になりますが、まちづくりの中で水素ステーションについて、かなり力を入れておりますが、稲城市は今後設置の予定はあるのかを伺いたいと思います。

また、農機具のすべての燃料について、水素に変換してほしいと商工会でも話がありますが、稲城市から水素について話が無いのは、少し遅れているのではないかと思います。そのあたりを伺えればと思います。

市古議長

事務局から説明をお願いします。

都市計画係長

水素ステーションの誘致については、市長の公約のなかにも掲げられておりますので、現行プランの方では記載がありませんでしたが、今回見直ししている都市計画マスタープランには新たに記載しています。

市古議長

現状として水素は非常に需要が少ない問題があると思いますが、電気ではなく、飛び越えて水素まで構想して考えるのは大事だと思います。他にご意見はございませんか。

村上委員

11月、12月に意見聴取を予定されていると思いますが、どの様な形態で考えていらっしゃるのかを伺えればと思います。

市古議長

事務局から説明をお願いします。

都市計画係長

11月、12月の意見聴取の形態に関しては、今までと同様のオープンハウスとホームページや広報などを使い、自由形式でご意見を伺う事を予定しております。他の計画の意見聴取も同じように行っていると思いますので、同様に対応してまいりたいと思います。

市古議長

その他ございませんでしょうか。無ければ私の方から策定委員会へという事で意見をさせていただきますと、安全・安心といった水害に強い都市をいち早く作る必要があると思います。2019年の台風による被害に関して、稲城市民の方も少なくとも体験をされたと思います。対岸の調布市におかれても、稲城市に1年遅れて都市計画マスタープランの改定に着手し、都市計画としてどのような対策が出来るのかといった議論も出ているとも伺っています。これまでは、都市計画と災害については地震対策がメインとなっておりますが、風水害の水害に関してどの様に向き合っていくのかも正面から向き合っていただければと感じました。

それでは、ご意見、ご質問も出尽くしたようですので、本日の日程はこれですべて終了といたします。

以上をもちまして、令和4年度第1回稲城市都市計画審議会を閉会いたします。最後に、事務局より連絡事項等がありましたらお願いします。

まちづくり計画課長

それでは、次回の審議会の開催予定でございますが、11月上旬に開催を予定しております。日程につきましては、後日、個別に調整をさせていただきます。

次回の審議会では、小田良土地区画整理事業区域内の公園の都市計画決定・地区計画の変更に関する協議と、生産緑地地区の変更に関する諮問を予定しております。

以上でございます。本日はありがとうございました。